

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の見直しについて

(平成15年6月18日成立、法律第98号)

◇背景◇

過去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前(平成10年6月16日以前))に不適正処分された産業廃棄物

・生活環境の保全上の支障が長期間にわたって発生

時限法による財政支援等により、早期に問題解決を図る必要

○法律の目的(第1条) :

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する特別の措置を講じ、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。

○基本方針の策定(環境大臣)(第3条) :

平成24年度末までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を策定

○実施計画の策定(都道府県又は政令市)(第4条) :

基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定

- ・都道府県等の環境審議会及び関係市町村の意見を聴取
- ・環境大臣に対して協議(環境大臣は同意の際に総務大臣に協議)

平成24年度末までの10年間の時限立法(附則第2条)

○特定支障除去等事業の実施

都道府県等が実施計画に基づく支障除去等事業について、自ら支障の除去等を実施

特定支障除去等事業に要する費用について国庫補助(廃掃法13条の15第1項に基づく基金(第5条)もしくは、国からの直接補助)

都道府県等の負担分について、地方債の起債特例(第6条)

○現在支障除去を実施しているもので、平成24年度末までに支障除去事業が終了しない事案が存在。さらに新たに対象となる事案の支障除去の申請がある見込み。

これらに対応するため、特措法の延長を含めた検討が必要。

産廃特措法により支障除去事業を実施中の事案

都道府県等名	場所の形態	投棄等量※
香川県豊島	中間処理施設	約56万 ^m ³(汚染土壌等を含む)
青森県田子町 岩手県二戸市	中間処理施設 (岩手県側には施設なし)	約91.8万 ^m ³
秋田県能代市	中間処理施設、管理型最終処分場、安定型最終処分場	約101万トン
福井県敦賀市	管理型最終処分場	約119万 ^m ³ (内産廃約84万トン、一廃約35万トン)
宮城県村田町	中間処理施設、安定型最終処分場	約103万 ^m ³
横浜市	管理型最終処分場	約91万 ^m ³
岐阜市	中間処理施設	約75.3万 ^m ³
福岡県宮若市	中間処理施設	約3.3千 ^m ³
三重県桑名市(五反田)	山林(自社安定型処分場と称す)	約2.7万 ^m ³

※投棄等量は、都道府県から当初提出された実施計画に基づくもの。

今後、環境大臣の同意への申請見込みのある事案

茨城県筑西市
三重県四日市市(内山、大矢知・平津)
三重県桑名市(源十郎新田)
滋賀県栗東市